

予定価格事後公表の試行について(建設工事)

平成29年4月1日以降に入札公告または入札執行通知を行う入札から、以下のとおり予定価格の事後公表について試行することとしましたので、お知らせします。

1. 改正の目的

予定価格については、入札前に公表すると予定価格が目安となって適正な競争が制限されることや建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があることなどの問題が指摘されています。

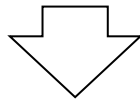
このため、より適正な競争を確保する観点から、次のとおり予定価格の事後公表を試行することとしました。

2. 改正の内容

現在、土木工事等の一部の建設工事において行っている予定価格の事前公表について、予定価格が8,000万円以上の案件については、事後公表を試行することとします。

改正前

	土木工事等の一部案件	左記以外の案件
公表時期	予定価格事前公表	予定価格事後公表



改正後

	土木工事等の一部案件	左記以外の案件
公表時期	予定価格事前公表 (予定価格8,000万円以上は事後公表を試行)	予定価格事後公表

(問合せ)
郡上市総務部財務課管財係
TEL:0575-67-1839 FAX:0575-67-1711
Mail: zaisei@city.gujo.gifu.jp